

「相続・遺言の手続きについて」

平成 24 年 11 月 13 日

司法書士 古川 静 男

(1) はじめに

I、これからの人生、何が起こるだろうか。

(能力図参照)

II、平均寿命と健康寿命

①平均寿命

- ・ 長野県男子 79.84 歳 順位 1 番 全国平均 78.79 歳
- ・ 長野県女子 86.48 歳 順位 5 位 全国平均 85.75 歳

②健康寿命

- ・ 健康寿命とは、介護を受けたり寝たきりになったりせずに、制限なく健康な日常生活を送れる期間
- ・ 長野県男子 71.17 歳 順位 6 番 全国平均 70.42 歳
- ・ 長野県女子 74.00 歳 順位 17 位 全国平均 73.62 歳

III、平穏死

- ・ 医療には限界があることをわきまえ、寿命が来たら意味がない延命治療(胃ろう・経管栄養等)は避け、安らかな人生の終末を迎える。
- ・ 「食べないから死ぬのではない。死ぬから食べないのだ」

(2) 相続について

I、自分の相続人を知っていますか

- ・ 誰が自分の相続人になるか。
- ・ 関係図を書いてみる。
- ・ 相続人以外にやる場合は「遺贈(いぞう)」となる。(長男の嫁)

II、相続人の順番と法定相続分

- ・ 第一順位 配偶者(1/2)
子の系列(1/2)【代襲(だいしゅう)相続、養子、】
- ・ 第二順位 配偶者(2/3)
父母の系列(1/3)【実親、養親、】

- ・ 第三順位 配偶者（3／4）
兄弟姉妹（1／4）【代襲相続は甥姪まで、】

iii、遺留分を理解しよう

- ・ 質問→第三者に全て自分の財産をくれるという遺言は有効か？
- ・ 遺留分とは、遺言で財産を受け取ることが出来なかった法定相続人（兄弟姉妹を除く）が、相続財産の一定割合を受け取ることが出来る権利。
- ・ 遺留分を受けられる人は、「配偶者」「子の系列」「父母の系列」
- ・ 「兄弟姉妹」には遺留分を受けられない。

（3）遺言について

I、遺言はなぜ書くか、書いた方が良いと思われる人

- ・ 自分の死後、自分の財産に関して自分の意思を実現させ相続を円滑にする。
- ・ 無用なトラブルを避けるため
- ・ 書いたほうが良い人
 - ① 相続の争いが予想される人
 - ② 子供がいない夫婦や独身の人
 - ③ 事業を特定の人に継がせたい人
 - ④ 療養や介護で世話を受けた人
 - ⑤ 相続人に障害者がいる人

II、相続の仕方に順番はあるのか？

- ① 遺言があれば遺言が最優先する。
- ② 遺言が無い場合は、相続人は法定相続分の権利がある。
- ③ 相続人間で合意が出来れば法定相続分とは違う相続分で分配することが出来る。（遺産分割協議等）

III、遺言で書ける内容

- ①相続分の指定
- ②遺産分割方法の指定
- ③遺産分割の禁止
- ④遺贈（遺言による財産の贈与）
- ⑤子の認知
- ⑥祭祀承継者の指定
- ⑦遺言執行者の指定

IV、遺言の種類

（i）自筆証書遺言

《要件》

①自筆であること

- ・ 代筆は無効 ・ワープロ、タイプ、点字機は無効
- ・ 録音テープ、ビデオテープは無効

② 日付を書くこと

- ・ 「満 60 歳の誕生日」や「平成 10 年文化の日」は OK
- ・ 「平成 10 年 10 月吉日」は無効
- ・ 元号でなく西暦でも OK

③ 氏名を書くこと

④ 印を押す

- ・ 印鑑は実印でも、三文判でも OK
- ・ 拇印でも OK (判例)・自分で押印する。

⑤ 訂正には注意

- ・ 欄外に訂正する箇所を記載し、日付及び署名捺印をし、本文の変更したところに印を押す。
- ・ 訂正は厳格に行なわないと無効になるので、書き直しは賢明。

《利点》

- ① 一番簡単で費用が掛からない
- ② 自分の思ったとおりに自由に作れる
- ③ 遺言の作成を秘密にしておける
- ④ 書き直しが簡単に出来る
- ⑤ 証人が要らない

《欠点》

- ① 紛失、隠匿の恐れがある
- ② 無効になる恐れがある
- ③ 検認を受ける必要がある
- ④ 偽造される恐れがある

(ii) **公正証書遺言**

《要件》

- ① 公証人と証人の前で遺言する
 - ・ 公証人は遺言者が口頭で述べた遺言の内容を筆記して、遺言者と証人に読み聞かせる
- ② 全員が署名押印する
- ③ 関係者は証人になれない
- ④ 手数料が必要

《利点》

- ① 何よりも安心・確実である
- ② 思いのほか手続きが簡単
- ③ 書けなければ口述できる

《欠点》

- ① 手間と費用が掛かる
- ② 遺言の存在と内容が秘密に出来ない
- ③ 証人 2 人が必要になる

(4) 成年後見制度、具体的にどう使う？

あなた自身が認知症になってきた場合、あなたはどうか対処しますか？

- ① 自分所有の不動産を売って、生活費や医療費又は介護費などの支払いに当てたい場合。
- ② 自分が相続人の一人で、遺産分割の協議をしたり、協議の結果もらった財産を管理する場合。
- ③ 交通事故や医療事故などで判断能力が失われてしまった場合に、損害賠償や保険金、労災補償などを請求する場合
- ④ 自分の財産をめぐる親族間の争いがあるため、財産管理をしなければならなくなった場合。

(5) 成年後見制度の利用

I、法定後見

→裁判所へ本人を手助けする人（補助人、保佐人、後見人）を選任してもらうように申し立てる。

→候補者には特に制限は無い。身内、関係者、法律家、福祉関係者等が考えられるが、最終的には裁判所が選任する。

◎ 平成 23 年 1 月から 23 年 12 月までの全国の実情（最高裁判所の資料より）

● 申立件数

- ① 後見開始の審判申立 25,905 件（前年は 24,950 件）
- ② 保佐開始の審判申立 3,708 件（前年は 3,375 件）
- ③ 補助開始の審判申立 1,144 件（前年は 1,197 件）
- ④ 任意後見監督人選任申立 645 件（前年は 602 件）

● 成年後見人等を選任される人

- ① 子・兄弟姉妹・配偶者・その他の親族 58.6%
- ⑤ 第三者 44,4%【弁護士 3,278 件 (2,918 件) 司法書士 4,872 件 (4,460 件)・社会福祉士 2,740 件 (2,553 件) 法人 1,122 件 (961 件)】

● 申立の動機

- ① 財産管理処分 ② 身上監護 ③ 遺産分割協議 ④ 介護保険契約 ⑤ 訴訟手続き等

(1) 補助の制度について

「補助」が必要な人とは

- ・ 判断能力が不十分ながら自分で契約などが出来るけれども、誰かに手伝ってもらったほうが良いと思われるような人
- ・ 具体的には、軽度の知的障害者、精神障害者、初期の痴呆状態にある人

(2)保佐の制度について

「保佐」が必要な人とは

- ・ 簡単な契約は出来るけれども重要な財産（土地や車など高額な物）を管理したり処分したりするには、常に援助が必要な人です。
- ・ 具体的には、知的、精神的な障害がある人、痴呆がある程度進行している高齢者など、判断能力が著しく不十分で、日常的な買い物くらいは自分で出来るけれども、重要な契約などは無理という人が該当する。

(3)後見の制度について

「後見」が必要な人とは

- ・ 自分の財産を管理したり処分したりすることが全く出来ない人
- ・ 具体的には、重度の知的障害者、精神障害者、痴呆性高齢者などで、常に判断能力が無く、自分だけで物事を決定することが難しく、日常的な買い物も一人では出来ない人

II、任意後見

(1)制度の概要

- ①任意後見制度は、現在は元気だけれど将来自分の判断能力が低下したときのこと心配なので、今のうちに自分のライフプラン（生活設計）を決めておいて、その実行のために、あらかじめ後見人を決めておこうというものです。

(2)手続きの流れ

- ①自分自身がライフプランを立てる。
 - ・ 判断能力が衰えても介護保険を利用して出来るだけ在宅で生活したい
 - ・ 自宅を処分して何々という施設に入りたい
 - ・ 治療は何処の病院を指定する
- ②信頼できる任意後見人と十分に話し合い、財産管理や療養介護につき相談して、信頼関係をつくる。
- ③公証人役場に行き、任意後見契約を締結する。
- ④本人の判断能力が衰えてきたときに、本人、配偶者、4親等内の親族または任意後見受任者が家庭裁判所へ任意後見監督人の選任を申し立てる
- ⑤任意後見監督人が選任された後、任意後見人は契約に基づき、本人のために手続きを行う。
- ⑥任意後見契約は、本人の法定後見の開始の審判を受けたときのほか、本人の死亡・破産、任意後見人の死亡・破産等により終了する。